

消費者庁 長官
岡村 和美 殿

特別用途食品制度の円滑な実施について（要望）

特別用途食品制度は、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等を目的に、これらの特別の用途を表示する制度として発足し、現在、55件が許可され、国民の健康の保持・回復等に資する制度となっております。

しかし、今般、特別用途食品として許可を受けた「OS-1」の許可を受けた表示内容の一部である「経口補水液」の文言が一般食品に使用される事例が見受けられます。

このような状況を放置いたしますと、当該一般食品も特別用途食品であるかのような誤認を消費者に与える可能性があるばかりでなく、事業者の許可に向けての製品開発や許可取得の意欲等を損なうことになると考えております。

そこで、許可を受けた表示内容の一部である「経口補水液」の文言が表示されている一般食品については、特別用途食品の許可を取得するか、又は特別用途食品の許可を取得しないのであれば、特別用途食品と明確な区別をした上で販売するように指導していただくようお願い申し上げます。

なお、消費者に誤認を与える可能性が考えられる事例については、別添のとおりです。

平成29年8月21日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長
特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長
下田 智久

(参考) 特別用途食品の「OS-1」の「許可を受けた表示内容」

「オーエスワンは、電解質と糖質の配合バランスを考慮した経口補水液です。軽度から中等度の脱水状態の方の水・電解質を補給・維持するのに適した病者用食品です。感染性腸炎、感冒による下痢・嘔吐・発熱を伴う脱水状態、高齢者の経口摂取不足による脱水状態、過度の発汗による脱水状態等に適しています。」

<別添>

特別用途食品「OS-1」に類似する一般食品の販売事例

①容器包装表示における問題点

- ・「発汗時、脱水時の水分補給に適しています。」（【事例2】より）

②ポップ等における問題点

- ・「防ごう、熱中症」
- ・「脱水時に！」
- ・「お子さまも脱水に注意！」
- ・「消費者庁許可」（以上、【事例1】より）
- ・「脱水状態には経口補水液！」
- ・「ウイルス性の感染症には水分補給」
- ・「経口補水液は、高温多湿な環境での作業、スポーツ活動や体調不良の発汗時に失われた水分と電解質の補給に適しています。」（以上、【事例2】より）

③陳列における問題点

- ・病者用食品の隣りに陳列されている。（【事例1】より）

【事例 1】経口補水液 SO-S (千葉県市川市のドラッグストア)



【事例 2】経口補水液 (イオン) 東京都江戸川区のスーパー

